

第44号 答 申

第1 審査会の結論

本件審査請求の対象となる行政文書のうち、別表に掲げる「非公開とすべき情報」の部分を非公開とした名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は妥当であるが、その他の部分については、公開すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 平成15年5月14日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「新条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成10年度から平成15年5月14日までに係る小、中、高、養護学校における、児童・生徒（以下「生徒等」という。）が教師に行った暴力行為の内容が分かるものの公開を請求した。

2 同月28日、実施機関は、上記の公開請求に対して、「特別に指導を要する児童生徒について（報告）」のうち対教師暴力に関するもの（以下「本件報告書」という。）を特定し、次のとおり決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

(1) 平成10年度の本件報告書については、3年の保存期間経過による該当文書不存在を理由として非公開決定を行った。

(2) 平成11年度から平成15年5月14日までの本件報告書については、次の理由により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

本件報告書には、個人名や生徒等を取り巻く環境等が記載されており、これらの情報は、特定個人が識別されるもののうち、通常他人には知られたくないと認められること、また記載内容が詳細であるため、一般には知られていない当事者間のプライバシーに関わることも了知し得ること、さらに記載内容を公開できる部分と非公開の部分に分割することが困難であることから、名古屋市公文書公開条例（昭和61年名古屋市条例第29号。以下「旧条例」という。）第9条第1項第1号、新条例第7条第1項第1号に該当する。

3 同月29日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

生徒等が起こした対教師暴力は、公共性の高い学校現場で起きたものであり、実施機関は事実関係を明らかにすべきである。そこで何が起きたかを市民が知ることは、個人の権利を害するものではない。保護されなければならない個人情報とは「個人が識別されるもの」である。個人の氏名が公開されなければ、個人が識別されるものではなく、個人のプライバシーを侵害するとは考えられない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件報告書には、「個人の意識、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、社会活動等に関する情報」のほか、当事者間でしか知り得ない情報も記載されており、一般人の感受性を基準として当該個人の立場に立った場合、他人には知られたくない情報であることは明らかである。

また、本件報告書は、生徒等の問題行動について、特別に指導を要するために必要な情報として、当事者間のやりとり、家庭環境や交友関係などが詳細に記載されるものであり、文書全般にわたって個人情報が記載されていることから、公開できる部分とできない部分を区分することが困難であるため、文書全体として非公開とすべきものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件報告書に記載されている情報が、旧条例第 9 条第 1 項第 1 号又は新条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

新条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件報告書の内容

本件報告書は、生徒等が万引き、恐喝、たかり等問題行動を行った場合に、学校長から実施機関に報告されるもののうち、対教師暴力についての報告書である。報告書は、発信年月日、報告者である学校長名等が記載された表題部、「問題行動種別記号」欄、「日時・場所」欄、「関係児童生徒」欄、「問題行動の概要」欄、「現在までの対応」欄、「今後の指導方針」欄から成り立っている。このうち、「問題行動の概要」欄には対教師暴力が行われた背景、暴力行為の状況、被害教師の怪我の程度等が、「現在までの対応」欄には当該生徒等の家庭環境や問題行動に対する指導内容のほか、保護者、警察、児童相談所等との連携内容、対応状況等が記載されている。また、「今後の指導方針」欄には、当該生徒等に対する今後の指導方針、家庭への働きかけ、全校への指導方針、関係機関との今後の連携内容等が記載されている。

4 非公開事由該当性

実施機関は、平成11年度の本件報告書については旧条例第9条第1項第1号に、平成12年度以降の本件報告書については新条例第7条第1項第1号に該当するとして非公開決定を行ったものである。

(1) 旧条例第9条第1項第1号について

本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。本号に該当するためには、「個人の意識、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、社会活動等に関する情報」であること及び「特定の個人が識別され得るもののうち通常他人に知られたくないと認められる」情報であることの2つの要件を満たすことが必要である。なお、本号において特定の個人が識別され得る場合とは、氏名等により特定の個人が直接識別される場合だけでなく、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別され、又は識別される蓋然性がある場合も含むと解すべきである。

(2) 新条例第7条第1項第1号について

本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人

を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(3) 旧条例第9条第1項第1号及び新条例第7条第1項第1号該当性について

まず、本件報告書に記載されている情報が、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであるか否かを判断する。

本件報告書には、対教師暴力を行った生徒等の氏名、性別、生年月日、年齢、学校名、学年、組等の情報が記載されているため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。

また、本件報告書には、これらの情報以外であっても、対教師暴力行為の起きた月日が分かる情報、対教師暴力行為の起きた地域が分かる情報、生徒等が逮捕されたという事例などの件数が少ない情報等が記載されており、そのことが明らかになると、特定の個人が識別される蓋然性が否定できないと認められる。

次に、本件報告書に記載された情報が、通常他人に知られたくないと認められるものか否かを判断する。

本件報告書を公開すると、生徒等の氏名及び生い立ち、生徒等及びその家族等の関係者に対する評価等が明らかになるが、そのようなことは、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないことは明らかである。

以上の判断に基づき、本件報告書を調査したところ、本件報告書に記載された情報のうち、別表に掲げる「非公開とすべき情報」の部分については、非公開とすべきであると考えられる。

5 一部公開について

実施機関は、本件報告書には生徒等の家庭環境等が詳細に記載され、公開できる部分とできない部分を区分することが困難である旨主張する。

しかしながら、実施機関は、教師が生徒等に体罰を行った「体罰ではないか」として問題とされ調査した事件（報告）」については、個人名や生徒等を取り巻く環境等の情報を除いて公開しており、本件報告書に記載されている情報についても、別表に掲げる「非公開とすべき情報」の部分を分離するこ

とは容易であり、かつ当該部分を分離しても、その請求の趣旨が損なわれることはないと認められる。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成15年 6月 5日	諮問書の受理
6月 6日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7月 7日	実施機関の弁明意見書を受理
7月14日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
8月18日	反論意見書の受理
9月 9日 (第39回審査会)	調査審議 実施機関の補足説明を聴取
10月28日 (第40回審査会)	調査審議
11月18日 (第41回審査会)	調査審議
平成16年 1月20日 (第42回審査会)	調査審議
2月17日 (第43回審査会)	調査審議
3月23日 (第44回審査会)	調査審議
12月 6日	答申

別表

	非公開とすべき情報
表題部	文書番号のうち学校を特定できる部分・発信月日 学校名・校長名
日時・場所	月日・曜日・住所・公園名 学校名(学校名の特定につながる情報を含む。) 学年・組・教科名の特定につながる場所
関係児童生徒	学年・組・性別・氏名・生年月日・年齢・教師名・教科名・生徒等の経歴に係る情報
問題行動の概要 現在までの対応 今後の指導方針	月日・曜日・住所 学年(学年の特定につながる情報を含む。）・組・年齢 氏名・性別(性別の特定につながる情報を含む。) 教師名・教科名(教科名の特定につながる情報を含む。) 行事名・部活動名 警察署名・医療機関名 関係生徒等の対教師暴力に関わらない経歴に係る情報 関係生徒等及び保護者等の家庭環境に関する情報 関係生徒等及び保護者等に対する評価的記述に係る情報 関係生徒等及び保護者等の意見・主張に係る情報 関係生徒等及び保護者等の思想、信条が現れている発言に係る部分 関係生徒等の逮捕以降の情報